

札幌市道路占用料条例及び札幌市法定外道路条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路占用料条例及び札幌市法定外道路条例の一部を改正する条例

（札幌市道路占用料条例の一部改正）

第1条 札幌市道路占用料条例（昭和27年条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（札幌市法定外道路条例の一部改正）

第2条 札幌市法定外道路条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市道路占用料条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の札幌市法定外道路条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法の延滞金の特例に係る規定が改正されたことに伴い、延滞金に関する用語の変更等の規定整備を行うため、本案を提出する。